



2023年9月21日放送

厚生労働省アワー 地域で活躍する薬剤師のあり方について

厚生労働省 医薬局 総務課
牟田 幹悠

はじめに

今回は、電子処方箋の運用開始や薬剤師確保計画といった、厚生労働省が行う施策を紹介するとともに、これからの地域で活躍する薬剤師のあり方についてお話させていただきます。

概要

薬剤師確保計画について

令和3年6月、「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」において、今後の薬剤師に求めるべき役割、今後の薬剤師の養成や資質向上等の課題について提言がとりまとめられ、薬剤師の従事先には業態の偏在や地域偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることが指摘されておりました。

また、令和6年度から開始される第8次医療計画に向けた「第8次医療計画等に関する検討会」においても薬剤師確保の取り組みの必要性が指摘されており、医療計画作成指針において、薬剤師の就業状況の把握、都道府県、都道府県薬剤師会等の関係団体の連携の下での地域の実情に応じた薬剤師確保策の実施等が新たに記載されることとなりました。

こうした実情から、第8次医療計画に当たって、全国的に薬剤師の偏在解消に向けた取り組みが不可欠となってきております。こうした背景を踏まえ、厚生労働省では各都道府県において薬剤師確保に向けた取り組みの検討にご活用いただくため、病院・薬局の業態や地域の偏在状況を相対的に示す指標である薬剤師偏在指標を含む「薬剤師確保計画ガイドライン」を令和5年6月に発出いたしました。

本ガイドラインには「薬剤師偏在状況を示す区域の設定」や「目標薬剤師数の確保に向けた施策の例」などを盛り込んでおります。

これまで各地域の薬剤師数を比較するために使用されてきた人口 10 万人あたりの薬剤師数では、地域の実情に応じた薬剤師の不足状況を捉えるためには不十分であると考えられました。そこで、本ガイドラインでは、各地域の「医療需要」、「薬剤師の病院勤務や薬局勤務といった業務の種別」そして「薬剤師の性別、年齢そして常勤または非常勤といった勤務形態による勤務時間の違い」を踏まえた「薬剤師偏在指標」を導入することといたしました。

薬剤師偏在指標を元に、薬剤師が不足している地域が設定され、こうした地域では積極的に薬剤師確保策を講じることとしております。また、薬剤師確保策として、地域医療介護総合確保基金を活用した奨学金の貸与制度や薬剤師の採用にかかるウェブサイト、就職説明会等を通じた情報提供の支援、地域に修学する薬学生へのアプローチ、キャリアプランの実現およびやりがいを感じられる業務実現のための支援といった施策も例示しているところです。

今年、令和 5 年度はこうした各地域の薬剤師偏在指標を踏まえ、各都道府県において薬剤師確保計画を策定および公表し、来年、令和 6 年度からは策定した計画に基づく薬剤師偏在解消に向けた取り組みが実施される予定となっております。

これからの薬局薬剤師に求められる役割

また、「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」で指摘されていた通り、急速な高齢化により、医療ニーズが極大化することが見込まれる中、少子化により、医療従事者の確保はさらに困難となると予想されており、これからの薬局薬剤師が地域医療を担う一員としての役割を果たすことへの期待が大きくなっています。また、新型コロナウイルス感染症対策において、通常の調剤・服薬指導等の業務に加えて、他職種と連携した様々な対応が求められるなど、有事への新たな対応も求められています。さらに、近年、医療分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）が進められており、情報通信技術等の発展に伴い、薬剤師を取り巻く環境が急速に変化しています。

こうした時代の変化や技術の進展等の状況をふまえて、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」が設置され、令和 4 年 2 月より計 7 回にわたって、議論が行われました。そして、令和 4 年 7 月、本ワーキンググループによって今後の薬局薬剤師の業務や薬局の機能のあり方について基本的な考え方を整理するとともに、薬剤師が地域で活躍するための具体的な方策として「対人業務の充実」、「対物業務の効率化」、「DX の推進」そして「地域における薬剤師の役割の推進」という 4 つの観点から「アクションプラン」がとりまとめられました。

薬局薬剤師には、こうした「アクションプラン」を実施し、対物中心の業務から、患者・住民との関わりの度合いの高い対人業務へとシフトすることにより、薬物療法や健康維持・増進の支援に一層関わり、患者・住民を支えていくことが求められています。

こうした「アクションプラン」の実施に当たり、「DX の推進」として、今年の 1 月から

電子処方箋の運用が始まりました。電子処方箋により、医療機関や薬局では、患者さんの同意を得た上で、患者さんが過去に飲んでいたお薬や現在他の施設で出されている薬をシステム上で確認することができるようになります。患者さんの状態などを踏まえて処方・調剤しやすくなるため、患者さんにとってもより安心して医療を受けられるようになるメリットがあります。さらに、処方箋を電子化したことで、患者さんが処方箋をなくしてしまう心配も軽減できます。また、医師と薬剤師が各患者さんに応じた処方意図、調剤意図を電子処方箋のシステムを利用して円滑に伝え合うこと、その他薬局での業務の効率化も期待できます。これにより、患者さんに向き合える時間も増え、より質の高い医療やお薬のアドバイスの提供につながります。

電子処方箋に対応した医療機関・薬局、電子処方箋のメリットや利用方法は、厚生労働省電子処方箋のホームページから確認できます。是非、皆様におかれましても医療機関で電子処方箋を選択下さい。

まとめ

以上、地域で活躍する薬剤師のあり方と厚生労働省の取り組みを紹介いたしました。

薬剤師法第1条には、「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。」と記されています。薬剤師の業務の目的は、国民の健康を守ることであるという基本的な考えは、時代が変化しても揺らぐものではありません。その一方で、薬局薬剤師に期待される業務のあり方は、高齢化の進展、医療の高度化、薬局薬剤師DX等、時代の要請により変化していきます。

薬剤師の皆様方には、時代の変化に適応しつつ、住民や患者の生活を支える臨床の担い手として、国民のニーズや期待に応えるべく取り組んでいただきますよう、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

また、薬局を利用される皆様におきましても、薬局および薬剤師を積極的に活用していただき、健康維持・増進の一助として薬局および薬剤師を活用していただければ幸いです。

薬と健康の週間

最後にご紹介となりますが、10月17日(火曜日)から10月23日(月曜日)までの1週間は「薬と健康の週間」です。この週間は、医薬品を正しく使用することの大切さと、薬剤師等の専門家が果たす役割の大切さを、国民の皆様に周知することを目的としています。ポスター及びパンフレットを、厚生労働省のホームページにて公開しております。ので、地域住民の方に周知する際にぜひご活用ください。

また、昨年度より、「薬と健康の週間」オリジナルキャラクターが登場しました。日本に医薬を広めたとされる二人の神様、「大国主命」と「少彦名命」をモチーフにした、おーくん、すくりんというキャラクターです。ポスターやパンフレットに、キャラクターが登場し

ていますので、ぜひご覧ください。

各都道府県で実施される啓発イベントにつきましても、厚生労働省のホームページで公開するほか、公式 SNS にてお知らせいたしますので、ぜひお近くのイベントに足を運んでみてください。